

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年2月27日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	プラント起動操作において、主タービン回転数が定格回転数に到達した段階で、主発電機用励磁電圧が定格値を超えたため、当該電圧を調整及び対応検討	C	
2	2号機	原子炉建屋床ドレンサンプポンプ（B-B）の点検に伴う当該ポンプ支持構造物の耐震健全性検査において、サンプビットの蓋固定用ボルト（16本中、1本）が緩んでいたにも係らず、当該ボルトは検査対象範囲外であると誤って判断し、検査結果を「良」としたため、当該ボルト緩み箇所の補修完了後、再検査を実施及び対応検討	C	
3	2号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置の冷水出口温度変換器の点検において、接断差に精度外れが認められたため、当該温度変換器を修理	D	
4	2号機	非常用ガス処理系放射性モニタ（B系）用記録計に指示値不良（一時的な指示変動）が認められたため、対応検討	C	
5	2号機	給水加熱器（A）の出口溶存水素濃度計に指示値不良が認められたため、当該濃度計を点検・調整	D	
6	3号機	ほう酸水注入系の原子炉格納容器外側逆止弁の弁箱と弁蓋接続フランジ部にほう酸を含む析出物の付着が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	4号機	制御棒駆動水ポンプ（B）用潤滑油戻り配管の流量確認窓（ガラス製）より油のリーク（1滴/秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	5号機	運転日誌の電子化業務委託における過去分の紙データ点検作業において、平成18年2月23日の運転日誌（3）に原子炉主任技術者の記録確認印の捺印漏れが認められたため、対応検討	C	
9	6号機	廃棄物処理系使用済樹脂移送ポンプ（A）の点検において、メカニカルシール部より水のリークが認められたため、当該部を修理	D	
10	その他	放射線測定器の点検において、サーベイメータ（1台）に校正基準値の外れが認められたため、当該計器を調整	D	
11	その他	水処理設備前処理装置の不純物除去機（A）に動作不良が認められたため、当該除去機を点検・修理	D	
12	その他	発電所ホームページの取放水温度差公開画面において、定期検査停止中である3号機の取放水温度差にプラント停止中の不要なデータが表示されていることが確認されたため、当該データ表示システムのプログラムを点検・修正	D	
13	その他	1号機における原子炉保安規定で要求される「運転上の制限」からの逸脱事象発生に関する通報の際、社外への通報連絡の一部に長時間を要したため、対応検討	B	
14	その他	モニタリングポスト（7・8）の測定データを環境管理用計算機へ伝送している伝送系（予備）が停止したため、対応検討	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで